

事 務 連 絡  
令和2年11月27日

公益社団法人日本バス協会 御中

国土交通省 自動車局 安全政策課

バス・タクシー車内への持込禁止物に係る周知へのご協力をお願い

平成30年6月に新幹線車内で発生した刃物による殺傷事件や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を受けて、車内への危険物持込について、乗合バスに限らず、貸切バスやタクシーにおいても旅客の禁止行為の対象とするため、令和2年6月3日付で道路運送法(昭和26年法律第183号)の一部を改正し、令和2年11月27日付で旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)等の一部を改正したところです。

本件については、バス・タクシーの利用者の皆様に幅広く知って頂く必要があることから、今後、当省で作成したポスター等を活用して周知を図ってまいります。貴協会におかれましても、その趣旨についてご了知いただくとともに、傘下会員事業者に対して、周知にご協力いただくよう呼びかけていただくことをお願い申し上げます。

また、本件の更なる周知のため、車両数の多い主要な乗合バス事業者に対して、ポスター(別添)を送付し、利用者への周知効果の高い場所へ掲示いただくようお願いさせていただき予定ですので、その旨ご承知おきの程よろしくお願いたします。

【当省HPのリンク】

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr2\\_000034.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000034.html)